

## ⇩ 厚生年金基金の解散分配金

**Q** : さきごろ、厚生年金基金の解散分配金を退職所得と認める判決があったようですが、どのような内容だったのですか？

**A** : 東京地裁は、課税当局の処分を取消し、退職所得とする納税者の支持をする判決を行いました。

### 【解説】

この裁判は、厚生年金基金から年金支給を受けていた退職者が、基金の解散に伴って受け取った一時金の所得区分を巡って争った事案です。

原告は、残余財産には加算年金の減資が含まれていることや受給権者等にそれぞれの加算年金を含めて残余財産が分配されていることから、分配金は所得税基本通達31-1に定める「将来の年金給付に代えて支払われるもの」に該当し、かつ、所得税法31条2号の「加入者の退職に基因して支払われるもの」に該当するものであるから退職手当等であると主張。

これに対して、課税当局は、基金が解散しなければ残余財産分配金を受領することにはなかったことや残余財産分配金が受給権者等に公平に分配されていることから退職には基因しておらず、一時所得に該当すると主張しました。

判決では、解散した基金の制度に着目し、残余財産分配金を選択一時金に該当する部分とそれ以外の部分に区分し、選択一時金に該当する部分は退職所得、それ以外の部分については一時所得とする判断を下しました。

今後の動向が注目されます。

